

代議員制の導入について

一般社団法人 埼玉県作業療法士会
会長 宇田 英幸

2019年、埼玉県作業療法士会の会員数は1,500名に達しました。大きな組織に育ちました。今後この大きな組織で効果的に活動を進め、より魅力的な作業療法をより多くのひとに届けるためにはどうすればよいでしょうか。その方策のひとつとして浮かんだのが代議員制の導入です。2021年度総会で議案提出をするに至った代議員制の導入について、経緯と内容をご説明いたします。

●代議員制と総会

一般社団法人の総会では、決算の承認や役員の選任、定款変更などの重要な事項を決議します。総会は、会員の過半数が出席することで開催されますが、決議内容によっては、総会員の議決権の3分の2以上（67%以上）に当たる多数をもって決議を行う必要があります。そのため会員数が多い一般社団法人では、総会成立のための過半数の出席者を確保するために、委任状と当日参加者の確保に多大な労力と費用を投じています。このような状況は徐々に現実的に困難になり、総会の形骸化も危惧されます。そして当会は現在、まさにこのような状況にあります。

代議員制では、今まで総会員で決議していた事項を、数十名の会員を代表した「代議員」が総会に参加し審議することになります。そのため総会は効率的に実施され、議案の検討においても代議員の積極的な参加が期待されます。日本作業療法士協会では2011年から導入され、埼玉県には定数8名が割り当てられています。他士会でも導入しているところが増えてきています。

●当会の代議員制の概要（案）

定款変更の詳細な内容は、2021年度定期総会議案書「第3号議案—3. 代議員制度導入のための定款の一部変更に関する件」に掲載されておりますのでご参照ください。

1) 代議員の選出

代議員は選挙（6月）によって選出されます。任期は2年間です。

2) 代議員数

正会員30人につき1人の割合で選出されます。代議員の総数は、現会員数（約1500名）で50名程度となります。

3) 代議員以外の会員は、総会に係る権利以外の権利について、変更はありません。代議員も会員としての権利を当然有します。

●代議員制を採用している関東圏の作業療法士団体

一般社団法人 日本作業療法士協会 一般社団法人 東京都作業療法士会
一般社団法人 神奈川県作業療法士会 一般社団法人 千葉県作業療法士会

慎重に幾度も検討してまいりました。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。